

TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

ETAS ID: TM728918

| | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|--------------------|
| SUBMISSION TYPE: | NEW ASSIGNMENT | | |
| NATURE OF CONVEYANCE: | CHANGE OF NAME | | |
| CONVEYING PARTY DATA | | | |
| Name | Formerly | Execution Date | Entity Type |
| Konami Corporation | | 10/01/2015 | Corporation: JAPAN |
| RECEIVING PARTY DATA | | | |
| Name: | Konami Holdings Corporation | | |
| Street Address: | 1-11-1, Ginza Chuo-Ku, | | |
| City: | Tokyo | | |
| State/Country: | JAPAN | | |
| Postal Code: | 104-0061 | | |
| Entity Type: | Corporation: JAPAN | | |
| PROPERTY NUMBERS Total: 1 | | | |
| Property Type | Number | Word Mark | |
| Registration Number: | 2584516 | KONAMI | |
| CORRESPONDENCE DATA | | | |
| Fax Number: | 3124199440 | | |
| <i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i> | | | |
| Phone: | 3126285529 | | |
| Email: | filing.us@dennemeyer-law.com | | |
| Correspondent Name: | VICTORIA FRIEDMAN | | |
| Address Line 1: | 2 NORTH RIVERSIDE PLAZA, SUITE 1500 | | |
| Address Line 4: | CHICAGO, ILLINOIS 60606 | | |
| NAME OF SUBMITTER: | VICTORIA FRIEDMAN | | |
| SIGNATURE: | /vfriedman/ | | |
| DATE SIGNED: | 05/19/2022 | | |
| Total Attachments: 54 | | | |
| source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page1.tif | | | |
| source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page2.tif | | | |
| source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page3.tif | | | |
| source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page4.tif | | | |
| source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page5.tif | | | |
| source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page6.tif | | | |

OP \$40.00 2584516

source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page7.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page8.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page9.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page10.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page11.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page12.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page13.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page14.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page15.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page16.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page17.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page18.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page19.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page20.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page21.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page22.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page23.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page24.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page25.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page26.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page27.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page28.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page29.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page30.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page31.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page32.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page33.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page34.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page35.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page36.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page37.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page38.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page39.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page40.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page41.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page42.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page43.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page44.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page45.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page46.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page47.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page48.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page49.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page50.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page51.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page52.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page53.tif
source=COI for CONA-Oct 15, 2020#page54.tif

Date: October 15, 2020

Declaration

I, Kimihiko Higashio, do hereby solemnly and sincerely declare, that the attached document

Certificate of All Removed Matters

is a true partial English translation from the original Japanese text, and I make this solemn declaration conscientiously believing the same to be true and correct.

KONAMI HOLDINGS CORPORATION

Kimihiko Higashio

Kimihiko Higashio

Representative Director



(Translation)

Certificate of All Removed Matters

9-7-2 Akasaka, Minato-ku, Tokyo, Japan
KONAMI HOLDINGS CORPORATION

| | | |
|------------------|----------------------------------------|-------------------------------|
| Corporate Number | 0104-01-070789 | |
| Trade Name | <u>KONAMI CORPORATION</u> | |
| | <u>KONAMI HOLDINGS</u> | Revised on October 1, 2015 |
| | <u>CORPORATION</u> | Registered on October 1, 2015 |
| Principal Office | <u>9-7-2 Akasaka, Minato-ku, Tokyo</u> | |

[Omit]

| | |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Items related to registration records | Head office was relocated from 2-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo on June 28, 2007 Registered on July 25, 2007 |
| | Head office was relocated to <u>1-11-1, Ginza, Chuo-Ku, Tokyo</u> on June 25, 2020 Registered on July 14, 2020 Closed on July 14, 2020 |

This document is a certificate of all closed matters recorded in the current registry.

October 1, 2020

Minato Branch of Tokyo Legal Affairs Bureau

Registry Officer

Akira Takano (Official Seal)

*Deregistered matters are underlined.

Reference Number: ア 336678

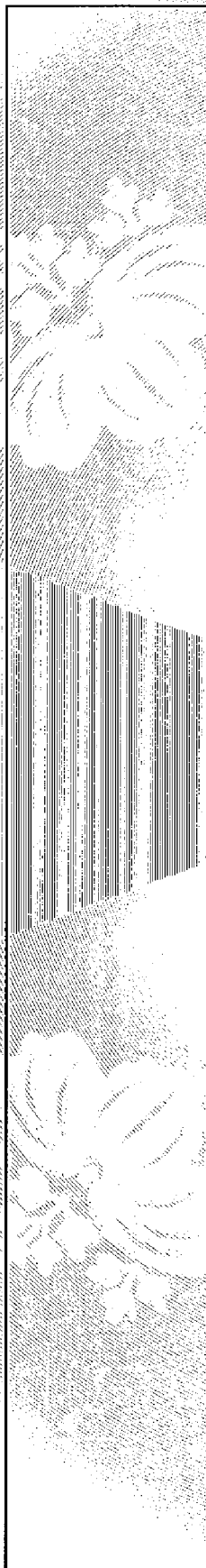


TRADEMARK
REEL: 007726 FRAME: 0587

閉鎖事項全部証明書

東京都港区赤坂九丁目7番2号
コナミホールディングス株式会社

| | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 会社法人等番号 | 0104-01-070789 | |
| 商号 | コナミ株式会社 | |
| | コナミホールディングス株式会社 | 平成27年10月 1日変更 |
| | | 平成27年10月 1日登記 |
| 本店 | 東京都港区赤坂九丁目7番2号 | |
| 公告をする方法 | <p>電子公告とする。 http://www.konami.co.jp ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 貸借対照表の公告 http://www.konami.co.jp/osirase/hotei/</p> | |
| | <p>電子公告とする。 https://www.konami.com ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 貸借対照表の公告 https://www.konami.com/ir/ja/publicnotice/</p> | <p>平成28年1月 1日変更</p> <hr/> <p>平成28年 1月 5日登記</p> |
| 会社成立の年月日 | 昭和48年3月19日 | |
| 目的 | <p>当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付随する業務を行うことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売 2. 音楽・音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープおよびフィルム等）企画、制作、製造、賃貸および販売ならびにその原盤の制作・取得および譲渡・使用許諾 3. 音楽著作権、著作隣接権の取得、管理、利用促進・開発ならびに譲渡・使用許諾 4. 書籍、雑誌、楽譜等の出版物の企画、制作および販売 5. 玩具の制作、製造および販売 6. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画 | |

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>像を付けたもの) のデザイン</p> <ol style="list-style-type: none">7. インターネット上の企画、制作、販売およびインターネット附随サービス業8. 電気通信による情報、画像、楽曲の収集、配信、処理、販売および電気通信に附帯するサービス業9. 情報処理サービス業および情報提供サービス業10. スポーツ施設、遊技場、飲食店、宿泊施設、温泉浴場施設及びサウナ風呂、駐車場の経営、管理11. 各種スポーツ指導者、デジタルコンテンツ（デジタル技術応用ソフト）制作者、コンピュータのソフトウェア制作者の養成・教育教室の経営12. 療術業、美容業13. 清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、衣料品、コンピュータゲーム機器の販売14. 広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行業者代理業、旅行・スポーツ等のレジャー業15. 古物売買業16. 不動産売買、賃貸、仲介および管理業17. 有料職業紹介事業18. 総合リース事業および金融業19. 有価証券の保有および運用20. 前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務21. 前各号に関連する輸出入および代理業22. 前各号の営業を行う者に対する投資23. 前各号の事業に関連する事業およびこれに附帯する一切の業務 |
| | <p>当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売2. 音楽・音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープおよびフィルム等）企画、制作、製造、賃貸および販売ならびにその原盤の制作・取得および譲渡・使用許諾3. 音楽著作権、著作隣接権の取得、管理、利用促進・開発ならびに譲渡・使用許諾4. 書籍、雑誌、楽譜等の出版物の企画、制作および販売5. 玩具の制作、製造および販売6. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）のデザイン7. インターネット上の企画、制作、販売およびインターネット附随サービス業8. 電気通信による情報、画像、楽曲の収集、配信、処理、販売および電気通信に附帯するサービス業9. 情報処理サービス業および情報提供サービス業10. スポーツ施設、カルチャースクール、託児施設、有料老人ホーム、遊技場、飲食店、宿泊施設、温泉浴場施設、サウナ風呂、駐車場の経営および管理11. 各種スポーツ指導者、デジタルコンテンツ（デジタル技術応用ソフト）制作者、コンピュータのソフトウェア制作者の養成・教育教室の経営12. 療術業、美容業 |

| | |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>13. 医療器械、医療用品、介護用等の衛生用品ならびに健康機器の製造および販売</p> <p>14. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業ならびに居宅サービス事業</p> <p>15. 清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、衣料品、コンピュータゲーム機器の販売</p> <p>16. 広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行業者代理業、旅行・スポーツ等のレジャー業</p> <p>17. 古物売買業</p> <p>18. 不動産売買、賃貸、仲介および管理業</p> <p>19. 有料職業紹介事業</p> <p>20. 総合リース事業および金融業</p> <p>21. 有価証券の保有および運用</p> <p>22. 前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務</p> <p>23. 前各号に関連する輸出入および代理業</p> <p>24. 前各号の営業を行う者に対する投資</p> <p>25. 前各号の事業に関連する事業およびこれに附帯する一切の業務</p> <p>平成20年 6月27日変更 平成20年 7月10日登記</p> |
| 単元株式数 | 100株 |
| 発行可能株式総数 | 4億5000万株 |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 1億4355万5786株 |
| | 発行済株式の総数 1億4350万株 |
| 株券を発行する旨 の定め | 当社は、株式に係る株券を発行する |
| | 平成21年 1月 5日廃止 平成21年 1月13日登記 |
| 資本金の額 | 金473億9877万3513円 |
| 株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所 | 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部 |
| | 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成20年10月 1日変更 平成20年10月 8日登記 |

| | | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------|
| | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更 | | 平成24年 4月 2日登記 |
| 役員に関する事項 | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成19年 6月28日重任 平成20年 6月27日重任 平成20年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成21年 6月26日重任 平成21年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成22年 6月29日重任 平成22年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成23年 6月29日重任 平成23年 7月14日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成24年 6月28日重任 平成24年 7月11日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成25年 6月27日重任 平成25年 7月 9日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成26年 6月27日重任 平成26年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成27年 6月26日重任 平成27年 7月 2日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成29年 6月28日重任 平成29年 7月10日登記 |

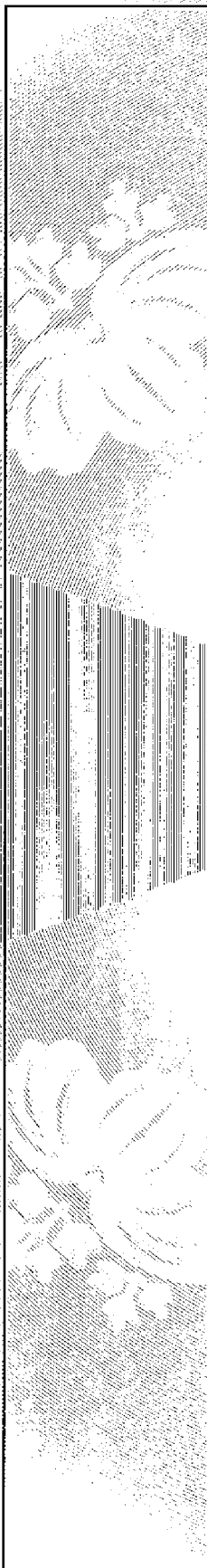
| | | | |
|-----|-------------|---------------|---------------|
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 平成30年 6月27日重任 |
| | | | 平成30年 7月 4日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 令和 1年 6月26日重任 |
| | | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景正</u> | 令和 2年 6月25日重任 |
| | | | 令和 2年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>上月景彦</u> | 平成19年 6月28日重任 |
| | | | |
| | 取締役 | <u>上月景彦</u> | 平成20年 6月27日重任 |
| | | | 平成20年 7月10日登記 |
| | | | 平成21年 6月26日退任 |
| | | | 平成21年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>山口憲明</u> | 平成19年 6月28日重任 |
| | | | |
| | 取締役 | <u>山口憲明</u> | 平成20年 6月27日重任 |
| | | | 平成20年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>山口憲明</u> | 平成21年 6月26日重任 |
| | | | 平成21年 7月10日登記 |
| 取締役 | <u>山口憲明</u> | 平成22年 6月29日重任 | |
| | | 平成22年 7月 7日登記 | |
| 取締役 | <u>山口憲明</u> | 平成23年 6月29日重任 | |
| | | 平成23年 7月14日登記 | |
| 取締役 | <u>山口憲明</u> | 平成24年 6月28日重任 | |
| | | 平成24年 7月11日登記 | |
| 取締役 | <u>山口憲明</u> | 平成25年 6月27日重任 | |
| | | 平成25年 7月 9日登記 | |

| | | |
|-----|-------------|---------------|
| | | 平成26年 6月27日退任 |
| | | 平成26年 7月 7日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成19年 6月28日重任 |
| | | |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成20年 6月27日重任 |
| | | 平成20年 7月10日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成21年 6月26日重任 |
| | | 平成21年 7月10日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成22年 6月29日重任 |
| | | 平成22年 7月 7日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成23年 6月29日重任 |
| | | 平成23年 7月14日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成24年 6月28日重任 |
| | | 平成24年 7月11日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成25年 6月27日重任 |
| | | 平成25年 7月 9日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成26年 6月27日重任 |
| | | 平成26年 7月 7日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成27年 6月26日重任 |
| | | 平成27年 7月 2日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成28年 6月24日重任 |
| | | 平成28年 7月 7日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成29年 6月28日重任 |
| | | 平成29年 7月10日登記 |
| 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 平成30年 6月27日重任 |
| | | 平成30年 7月 4日登記 |

| | | | |
|--|---------|-------------|--------------------|
| | 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 令和1年6月26日重任 |
| | | | 令和1年7月8日登記 |
| | 取締役 | <u>東尾公彦</u> | 令和2年6月25日重任 |
| | | | 令和2年7月7日登記 |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成19年6月28日重任 |
| | (社外取締役) | | |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成20年6月27日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成20年7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成21年6月26日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成21年7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成22年6月29日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成22年7月7日登記 |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成23年6月29日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成23年7月14日登記 |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成24年6月28日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成24年7月11日登記 |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成25年6月27日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成25年7月9日登記 |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成26年3月16日子会社の業務執行 |
| | | | 平成26年3月17日登記 |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成26年6月27日重任 |
| | | | 平成26年7月7日登記 |
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成27年6月26日重任 |
| | | | 平成27年7月2日登記 |

| | | | |
|--|---------|-------------|---------------|
| | 取締役 | <u>五代友和</u> | 平成28年 6月24日重任 |
| | | | 平成28年 7月 7日登記 |
| | | | 平成29年 6月28日退任 |
| | | | 平成29年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>水野博之</u> | 平成19年 6月28日重任 |
| | (社外取締役) | | |
| | 取締役 | <u>水野博之</u> | 平成20年 6月27日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成20年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>水野博之</u> | 平成21年 6月26日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成21年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>水野博之</u> | 平成22年 6月29日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成22年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>水野博之</u> | 平成23年 6月29日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成23年 7月14日登記 |
| | 取締役 | <u>水野博之</u> | 平成24年 6月28日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成24年 7月11日登記 |
| | 取締役 | <u>水野博之</u> | 平成25年 6月27日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成25年 7月 9日登記 |
| | | | 平成26年 6月27日退任 |
| | | | 平成26年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>弦間明</u> | 平成19年 6月28日重任 |
| | (社外取締役) | | |
| | 取締役 | <u>弦間明</u> | 平成20年 6月27日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成20年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>弦間明</u> | 平成21年 6月26日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成21年 7月10日登記 |

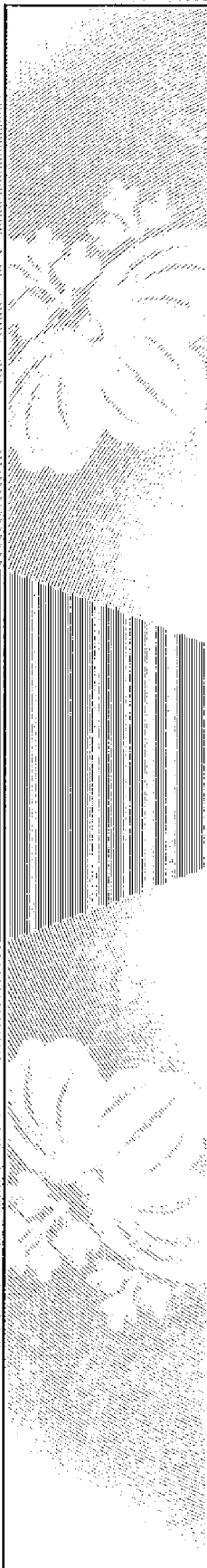
| | | | |
|-----|----------------|---------------|---------------|
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 平成22年 6月29日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成22年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 平成23年 6月29日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成23年 7月14日登記 |
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 平成24年 6月28日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成24年 7月11日登記 |
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 平成25年 6月27日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成25年 7月 9日登記 |
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 平成26年 6月27日重任 |
| | (社外取締役) | | 平成26年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 平成27年 6月26日重任 |
| | | | 平成27年 7月 2日登記 |
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 平成28年 6月24日重任 |
| | | | 平成28年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 平成29年 6月28日重任 |
| | | | 平成29年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 平成30年 6月27日重任 |
| | | | 平成30年 7月 4日登記 |
| | 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 令和 1年 6月26日重任 |
| | | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| 取締役 | <u>弦 間 明</u> | 令和 2年 6月25日重任 | |
| | | 令和 2年 7月 7日登記 | |
| 取締役 | <u>上 月 拓 也</u> | 平成21年 6月26日就任 | |
| | | 平成21年 7月10日登記 | |
| 取締役 | <u>上 月 拓 也</u> | 平成22年 6月29日重任 | |
| | | 平成22年 7月 7日登記 | |

| | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------|--------------------------------|
|  | 取締役 | <u>上月 拓也</u> | 平成23年 6月29日重任 平成23年 7月14日登記 |
| | 取締役 | <u>上月 拓也</u> | 平成24年 6月28日重任 平成24年 7月11日登記 |
| | 取締役 | <u>上月 拓也</u> | 平成25年 6月27日重任 平成25年 7月 9日登記 |
| | 取締役 | <u>上月 拓也</u> | 平成26年 6月27日重任 平成26年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>上月 拓也</u> | 平成27年 6月26日重任 平成27年 7月 2日登記 |
| | 取締役 | <u>上月 拓也</u> | 平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>上月 拓也</u> | 平成29年 6月28日重任 平成29年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>上月 拓也</u> | 平成30年 6月27日重任 平成30年 7月 4日登記 |
| | 取締役 | <u>上月 拓也</u> | 令和 1年 6月26日重任 令和 1年 7月 8日登記 |
| | | | 令和 2年 6月25日退任 令和 2年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>田中 富美明</u> | 平成26年 6月27日就任 平成26年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>田中 富美明</u> | 平成27年 6月26日重任 平成27年 7月 2日登記 |
| | 取締役 | <u>田中 富美明</u> | 平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 7日登記 |

| | | |
|----------------|--------------|---------------|
| | | 平成29年 6月28日退任 |
| | | 平成29年 7月10日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>坂 本 哲</u> | 平成26年 6月27日就任 |
| | | 平成26年 7月 7日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>坂 本 哲</u> | 平成27年 6月26日重任 |
| | | 平成27年 7月 2日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>坂 本 哲</u> | 平成28年 6月24日重任 |
| | | 平成28年 7月 7日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>坂 本 哲</u> | 平成29年 6月28日重任 |
| | | 平成29年 7月10日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>坂 本 哲</u> | 平成30年 6月27日重任 |
| | | 平成30年 7月 4日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>坂 本 哲</u> | 令和 1年 6月26日重任 |
| | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | | 令和 2年 6月25日退任 |
| | | 令和 2年 7月 7日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>山 口 香</u> | 平成26年 6月27日就任 |
| <u>(社外取締役)</u> | | 平成26年 7月 7日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>山 口 香</u> | 平成27年 6月26日重任 |
| | | 平成27年 7月 2日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>山 口 香</u> | 平成28年 6月24日重任 |
| | | 平成28年 7月 7日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>山 口 香</u> | 平成29年 6月28日重任 |
| | | 平成29年 7月10日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>山 口 香</u> | 平成30年 6月27日重任 |
| | | 平成30年 7月 4日登記 |

| | | | |
|--|-----|-------------|---------------|
| | 取締役 | <u>山口香</u> | 令和 1年 6月26日重任 |
| | | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | 取締役 | <u>山口香</u> | 令和 2年 6月25日重任 |
| | | | 令和 2年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>中野治</u> | 平成27年 6月26日就任 |
| | | | 平成27年 7月 2日登記 |
| | 取締役 | <u>中野治</u> | 平成28年 6月24日重任 |
| | | | 平成28年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>中野治</u> | 平成29年 6月28日重任 |
| | | | 平成29年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>中野治</u> | 平成30年 6月27日重任 |
| | | | 平成30年 7月 4日登記 |
| | 取締役 | <u>中野治</u> | 令和 1年 6月26日重任 |
| | | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | | | 令和 2年 6月25日退任 |
| | | | 令和 2年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>松浦芳弘</u> | 平成29年 6月28日就任 |
| | | | 平成29年 7月10日登記 |
| | 取締役 | <u>松浦芳弘</u> | 平成30年 6月27日重任 |
| | | | 平成30年 7月 4日登記 |
| | 取締役 | <u>松浦芳弘</u> | 令和 1年 6月26日重任 |
| | | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | 取締役 | <u>松浦芳弘</u> | 令和 2年 6月25日重任 |
| | | | 令和 2年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | <u>久保公人</u> | 平成29年 6月28日就任 |
| | | | 平成29年 7月10日登記 |

| | | | |
|--|--------------------------------|-------|---------------|
| | 取締役 | 久保 公人 | 平成30年 6月27日重任 |
| | | | 平成30年 7月 4日登記 |
| | 取締役 | 久保 公人 | 令和 1年 6月26日重任 |
| | | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | 取締役 | 久保 公人 | 令和 2年 6月25日重任 |
| | | | 令和 2年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | 早川 英樹 | 令和 2年 6月25日就任 |
| | | | 令和 2年 7月 7日登記 |
| | 取締役 | 沖田 勝典 | 令和 2年 6月25日就任 |
| | | | 令和 2年 7月 7日登記 |
| | 東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号 代表取締役 | 上月 景正 | 平成19年 6月28日重任 |
| | | | |
| | 東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号 代表取締役 | 上月 景正 | 平成20年 6月27日重任 |
| | | | 平成20年 7月10日登記 |
| | 東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号 代表取締役 | 上月 景正 | 平成21年 6月26日重任 |
| | | | 平成21年 7月10日登記 |
| | 東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号 代表取締役 | 上月 景正 | 平成22年 6月29日重任 |
| | | | 平成22年 7月 7日登記 |
| | 東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号 代表取締役 | 上月 景正 | 平成23年 6月29日重任 |
| | | | 平成23年 7月14日登記 |
| | 東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号 代表取締役 | 上月 景正 | 平成24年 6月28日重任 |
| | | | 平成24年 7月11日登記 |
| | 東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号 代表取締役 | 上月 景正 | 平成25年 6月27日重任 |
| | | | 平成25年 7月 9日登記 |
| | 東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号 代表取締役 | 上月 景正 | 平成26年 6月27日重任 |
| | | | 平成26年 7月 7日登記 |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|  | <u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役</u> <u>上月景正</u> | 平成27年 6月26日重任 平成27年 7月 2日登記 |
| | <u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役</u> <u>上月景正</u> | 平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 7日登記 |
| | <u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役</u> <u>上月景正</u> | 平成29年 6月28日重任 平成29年 7月10日登記 |
| | <u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役</u> <u>上月景正</u> | 平成30年 6月27日重任 平成30年 7月 4日登記 |
| | <u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役</u> <u>上月景正</u> | 令和 1年 6月26日重任 令和 1年 7月 8日登記 |
| | <u>東京都港区東新橋一丁目10番1-4701号</u> <u>代表取締役</u> <u>上月景正</u> | 令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月 7日登記 |
| | <u>神戸市東灘区岡本七丁目14番7号</u> <u>代表取締役</u> <u>上月景彦</u> | 平成19年 6月28日重任 平成20年 5月15日辞任 平成20年 5月28日登記 |
| | <u>東京都日野市大字万願寺249番地</u> <u>代表取締役</u> <u>山口憲明</u> | 平成19年 6月28日重任 |
| | <u>東京都日野市万願寺六丁目38番地の6</u> <u>代表取締役</u> <u>山口憲明</u> | 平成19年 8月20日更正 |
| | <u>東京都日野市万願寺六丁目38番地の6</u> <u>代表取締役</u> <u>山口憲明</u> | 平成20年 6月27日重任 平成20年 7月10日登記 |
| | <u>東京都日野市万願寺六丁目38番地の6</u> <u>代表取締役</u> <u>山口憲明</u> | 平成21年 6月26日重任 平成21年 7月10日登記 |
| | <u>東京都日野市万願寺六丁目38番地の6</u> <u>代表取締役</u> <u>山口憲明</u> | 平成22年 6月29日重任 平成22年 7月 7日登記 |

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------|--|---------------|
| | | 平成23年 6月29日退任 |
| | | 平成23年 7月14日登記 |
| <u>東京都中央区佃一丁目11番9-3104号</u> 代表取締役 <u>東尾公彦</u> | | 平成20年 5月15日就任 |
| | | 平成20年 5月28日登記 |
| <u>東京都中央区佃一丁目11番9-3104号</u> 代表取締役 <u>東尾公彦</u> | | 平成20年 6月27日重任 |
| | | 平成20年 7月10日登記 |
| <u>東京都中央区佃一丁目11番9-3104号</u> 代表取締役 <u>東尾公彦</u> | | 平成21年 6月26日重任 |
| | | 平成21年 7月10日登記 |
| <u>東京都中央区佃一丁目11番9-3104号</u> 代表取締役 <u>東尾公彦</u> | | 平成22年 6月29日重任 |
| | | 平成22年 7月 7日登記 |
| <u>東京都中央区佃一丁目11番9-3104号</u> 代表取締役 <u>東尾公彦</u> | | 平成23年 6月29日重任 |
| | | 平成23年 7月14日登記 |
| | | 平成24年 6月28日退任 |
| | | 平成24年 7月11日登記 |
| <u>アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア</u> <u>アベニュー1888番地</u> 代表取締役 <u>上月拓也</u> | | 平成23年 6月29日就任 |
| | | 平成23年 7月14日登記 |
| <u>アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア</u> <u>アベニュー1888番地</u> 代表取締役 <u>上月拓也</u> | | 平成23年 7月29日更正 |
| <u>アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア</u> <u>アベニュー1888番地</u> 代表取締役 <u>上月拓也</u> | | 平成24年 6月28日重任 |
| | | 平成24年 7月11日登記 |
| <u>アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア</u> <u>アベニュー1888番地</u> 代表取締役 <u>上月拓也</u> | | 平成25年 6月27日重任 |
| | | 平成25年 7月 9日登記 |
| <u>アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア</u> <u>アベニュー1888番地</u> 代表取締役 <u>上月拓也</u> | | 平成26年 6月27日重任 |
| | | 平成26年 7月 7日登記 |
| <u>アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア</u> <u>アベニュー1888番地</u> 代表取締役 <u>上月拓也</u> | | 平成27年 6月26日重任 |
| | | 平成27年 7月 2日登記 |

| | | |
|--|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|
| | アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア アベニュー1888番地 代表取締役 <u>上月拓也</u> | 平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 7日登記 |
| | アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア アベニュー1888番地 代表取締役 <u>上月拓也</u> | 平成29年 6月28日重任 平成29年 7月10日登記 |
| | アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア アベニュー1888番地 代表取締役 <u>上月拓也</u> | 平成30年 6月27日重任 平成30年 7月 4日登記 |
| | アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カラカウア アベニュー1888番地 代表取締役 <u>上月拓也</u> | 令和 1年 6月26日重任 令和 1年 7月 8日登記 |
| | | 令和 2年 4月 1日辞任 |
| | | 令和 2年 4月 1日登記 |
| | 東京都江東区豊洲六丁目2番11-1916号 代表取締役 <u>東尾公彦</u> | 令和 1年 6月26日就任 令和 1年 7月 8日登記 |
| | 東京都江東区豊洲六丁目2番11-1916号 代表取締役 <u>東尾公彦</u> | 令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月 7日登記 |
| | 監査役 <u>大沼昇</u> (社外監査役) | 平成17年 6月23日重任 |
| | 監査役 <u>大沼昇</u> (社外監査役) | 平成21年 6月26日重任 平成21年 7月10日登記 |
| | | 平成25年 6月27日退任 平成25年 7月 9日登記 |
| | 監査役 <u>大堀太千男</u> (社外監査役) | 平成19年 6月28日就任 |
| | | 平成23年 6月29日退任 平成23年 7月14日登記 |
| | 監査役 <u>水野勝</u> (社外監査役) | 平成19年 6月28日就任 |

| | | |
|----------------|-------------|---------------|
| | | 平成23年 6月29日退任 |
| | | 平成23年 7月14日登記 |
| <u>監査役</u> | <u>雀部昌吾</u> | 平成19年 6月28日就任 |
| <u>(社外監査役)</u> | | |
| | | 平成23年 6月29日退任 |
| | | 平成23年 7月14日登記 |
| <u>監査役</u> | <u>薄井信明</u> | 平成23年 6月29日就任 |
| <u>(社外監査役)</u> | | 平成23年 7月14日登記 |
| <u>監査役</u> | <u>薄井信明</u> | 平成27年 6月26日重任 |
| <u>(社外監査役)</u> | | 平成27年 7月 2日登記 |
| | | 令和 1年 6月26日退任 |
| | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| <u>監査役</u> | <u>田中節夫</u> | 平成23年 6月29日就任 |
| <u>(社外監査役)</u> | | 平成23年 7月14日登記 |
| <u>監査役</u> | <u>田中節夫</u> | 平成27年 6月26日重任 |
| <u>(社外監査役)</u> | | 平成27年 7月 2日登記 |
| | | 令和 1年 6月26日退任 |
| | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| <u>監査役</u> | <u>荒井寿光</u> | 平成23年 6月29日就任 |
| <u>(社外監査役)</u> | | 平成23年 7月14日登記 |
| <u>監査役</u> | <u>荒井寿光</u> | 平成27年 6月26日重任 |
| <u>(社外監査役)</u> | | 平成27年 7月 2日登記 |
| | | 令和 1年 6月26日退任 |
| | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| <u>監査役</u> | <u>古川真一</u> | 平成25年 6月27日就任 |
| | | 平成25年 7月 9日登記 |

| | | | |
|--|---------|-------------|-------------------------|
| | 監査役 | 古川 真一 | 平成29年 6月28日重任 |
| | | | 平成29年 7月10日登記 |
| | 監査役 | 丸岡 稔 | 平成25年 6月27日就任 |
| | (社外監査役) | | 平成25年 7月 9日登記 |
| | 監査役 | 丸岡 稔 | 平成29年 6月28日重任 |
| | (社外監査役) | | 平成29年 7月10日登記 |
| | 監査役 | 矢代 隆義 | 令和 1年 6月26日就任 |
| | (社外監査役) | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | 監査役 | 川北 力 | 令和 1年 6月26日就任 |
| | (社外監査役) | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | 監査役 | 島田 秀男 | 令和 1年 6月26日就任 |
| | (社外監査役) | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | 会計監査人 | あずさ監査法人 | 平成19年 6月28日重任 |
| | 会計監査人 | あずさ監査法人 | 平成20年 6月27日重任 |
| | | | 平成20年 7月10日登記 |
| | 会計監査人 | あずさ監査法人 | 平成21年 6月26日重任 |
| | | | 平成21年 7月10日登記 |
| | 会計監査人 | あずさ監査法人 | 平成22年 6月29日重任 |
| | | | 平成22年 7月 7日登記 |
| | 会計監査人 | 有限責任あずさ監査法人 | 平成22年 7月 1日あずさ監査法人の名称変更 |
| | | | 平成22年 7月 7日登記 |
| | 会計監査人 | 有限責任あずさ監査法人 | 平成23年 6月29日重任 |
| | | | 平成23年 7月14日登記 |

| | | | |
|--|--------------|-----------------------|----------------------------|
| | <u>会計監査人</u> | <u>有限責任あずさ監査法人</u> | 平成24年 6月28日重任 |
| | | | 平成24年 7月11日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>有限責任あずさ監査法人</u> | 平成25年 6月27日重任 |
| | | | 平成25年 7月 9日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>有限責任あずさ監査法人</u> | 平成26年 6月27日重任 |
| | | | 平成26年 7月 7日登記 |
| | | | 平成27年 6月26日退任 |
| | | | 平成27年 7月 2日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>あらた監査法人</u> | 平成27年 6月26日就任 |
| | | | 平成27年 7月 2日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>PwCあらた監査法人</u> | 平成27年 7月 1日あらた監査法人の名称変更 |
| | | | 平成27年 7月 2日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>PwCあらた監査法人</u> | 平成28年 6月24日重任 |
| | | | 平成28年 7月 7日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>PwCあらた有限責任監査法人</u> | 平成28年 7月 1日PwCあらた監査法人の名称変更 |
| | | | 平成28年 7月 7日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>PwCあらた有限責任監査法人</u> | 平成29年 6月28日重任 |
| | | | 平成29年 7月10日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>PwCあらた有限責任監査法人</u> | 平成30年 6月27日重任 |
| | | | 平成30年 7月 4日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>PwCあらた有限責任監査法人</u> | 令和 1年 6月26日重任 |
| | | | 令和 1年 7月 8日登記 |
| | <u>会計監査人</u> | <u>PwCあらた有限責任監査法人</u> | 令和 2年 6月25日重任 |
| | | | 令和 2年 7月 7日登記 |

| | |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p> | <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</p> |
| <p>新株予約権</p> | <p><u>第3回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>189個</u></p> <p>各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。</p> <p><u>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</u></p> <p>また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p><u>188個</u></p> <p>各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。</p> <p><u>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</u></p> <p>また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p>平成19年 7月31日変更 平成19年 8月20日登記</p> <p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u> <u>普通株式18,900株</u></p> <p>ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> |

普通株式18,800株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年 7月31日変更 平成19年 8月20日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は2,814円とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第212条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行株式数

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の

翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

株式数

調整後行使価額

②上記（1）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

（3）上記（1）①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

（4）行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年8月1日から平成19年7月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成19年8月1日行使期間満了

平成19年8月20日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

695個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中（2）①の規定を準用する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

693個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的

たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年12月31日変更 平成20年 1月11日登記

653個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 2月29日変更 平成20年 3月14日登記

623個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 4日登記

608個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月28日登記

414個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 7月10日登記

264個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）

に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 6月30日変更 平成20年 7月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 69,500株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式 69,300株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年12月31日変更 平成20年 1月11日登記

普通株式 65,300株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 2月29日変更 平成20年 3月14日登記

普通株式 6万2300株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 4日登記

普通株式 6万800株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月28日登記

普通株式 4万1400株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 7月10日登記

普通株式 2万6400株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 6月30日変更 平成20年 7月10日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は2,857円とする。

行使価額の調整

（1）次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める单元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行株式数

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

【(2)】調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

株式数 調整後行使価額

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

| | |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>新株予約権を行使することができる期間 平成18年7月1日から平成20年6月30日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。</p> |
| | <p>平成20年7月1日行使期間満了 平成20年 7月10日登記</p> |
| | <p>第6回新株予約権 新株予約権の数 89個 各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中（2）①の規定を準用する。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。 10個 各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中（2）①の規定を準用する。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。 平成19年 7月31日変更 平成19年 8月20日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 8,900株 ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株</p> |

式の数が増減される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式 1,000株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が増減される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年 7月31日変更 平成19年 8月20日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は1,670円とする。

行使価額の調整

(1) 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第212条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{調整前}}$$

$$\text{行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを

適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

新規発行
$$= \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{株式数} - \text{調整後行使価額}}$$

株式数 調整後行使価額

②上記（1）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

（3）上記（1）①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

（4）行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年8月1日から平成19年7月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成19年8月1日行使期間満了

平成19年 8月20日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

506個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中（2）①の規定を準用する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

500個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年11月30日変更 平成19年12月17日登記

494個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年2月29日変更 平成20年3月14日登記

470個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）

に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 4日登記

436個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月28日登記

212個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 7月10日登記

26個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 6月30日変更 平成20年 7月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 50,600株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式 50,000株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年11月30日変更 平成19年12月17日登記

普通株式 49,400株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 2月29日変更 平成20年 3月14日登記

普通株式 4万7000株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 4日登記

普通株式 4万3600株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月28日登記

普通株式 2万1200株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 7月10日登記

普通株式 2600株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 6月30日変更 平成20年 7月10日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は2,399円とする。

行使価額の調整

（1）次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、

調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める单元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行株式数

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ニ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日ま

でに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成20年7月1日行使期間満了

平成20年 7月10日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

430個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

416個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年 7月31日変更 平成19年 8月20日登記

253個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月12日登記

151個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年10月31日変更 平成19年11月 8日登記

85個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）

に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年11月13日変更 平成19年12月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式43,000株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式41,600株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年7月31日変更 平成19年8月20日登記

普通株式25,300株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年8月31日変更 平成19年9月12日登記

普通株式15,100株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年10月31日変更 平成19年11月8日登記

普通株式8,500株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年11月13日変更 平成19年12月17日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は2,146円とする。

行使価額の調整

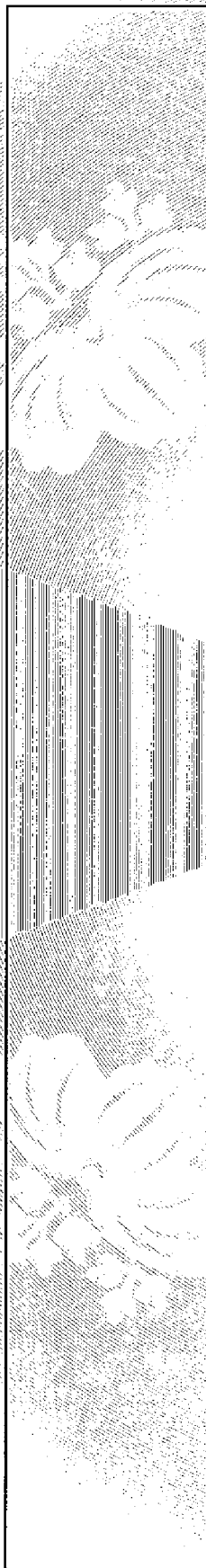
（1）次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める单元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}}$$

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行株式数</p> <p>(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(ロ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。</p> <p>(ハ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。</p> <p>①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>新規発行 (調整前行使価額-調整後行使価額) × 承認前行使株式数</p> $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{株式数}}$ |
| | <p>②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。</p> <p>(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成17年8月1日から平成19年11月13日まで 新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。</p> |
| | <p>平成19年11月14日新株予約権の行使期間満了 平成19年12月17日登記</p> |

第9回新株予約権

新株予約権の数

292個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

290個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月12日登記

285個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿

に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）
に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うこと
ができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 2月29日変更 平成20年 3月14日登記

278個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普
通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的
たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を
適用する日については、下記「行使価額の調整」中（2）①の規定を準用す
る。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そ
の他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場
合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切
に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後
株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿
に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）
に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うこと
ができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 4日登記

274個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普
通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的
たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を
適用する日については、下記「行使価額の調整」中（2）①の規定を準用す
る。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そ
の他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場
合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切
に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後
株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿
に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）
に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うこと
ができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月28日登記

126個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普
通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的
たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を
適用する日については、下記「行使価額の調整」中（2）①の規定を準用す
る。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そ
の他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場
合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切
に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 7月10日登記

7.8個

各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 6月30日変更 平成20年 7月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 29,200株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式 29,000株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月12日登記

普通株式 28,500株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 2月29日変更 平成20年 3月14日登記

普通株式 2万7800株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 4日登記

普通株式 2万7400株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 4月30日変更 平成20年 5月28日登記

普通株式 1万2600株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 7月10日登記

普通株式 7800株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 6月30日変更 平成20年 7月10日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は2,433円とする。

行使価額の調整

（1）次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める单元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}$$

$$\text{行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（イ）行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（ロ）行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

（ハ）自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

（2）調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記（1）①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認され

ることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

新規発行 $(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}$

株式数 $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

(3)上記(1)①および②に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

答新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成20年7月1日行使期間満了

平成20年 7月10日登記

平成18年3月1日株式交換によりその義務を承継した第1回新株予約権

新株予約権の数

12,020個

各新株予約権の目的たる株式の数は79株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うこと

ができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

11,989個

各新株予約権の目的たる株式の数は79株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 2月29日変更 平成20年 3月14日登記

1万1969個

各新株予約権の目的たる株式の数は79株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 4日登記

1万1603個

各新株予約権の目的たる株式の数は79株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 7月10日登記

1万1381個

各新株予約権の目的たる株式の数は79株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 6月30日変更 平成20年 7月10日登記

1万1140個

各新株予約権の目的たる株式の数は79株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

平成20年 8月31日変更 平成20年 9月16日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 949,580株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

普通株式 947,131株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 2月29日変更 平成20年 3月14日登記

普通株式 94万5551株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月 4日登記

普通株式 91万6637株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 7月10日登記

普通株式 89万9099株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 6月30日変更 平成20年 7月10日登記

普通株式 88万60株

ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成20年 8月31日変更 平成20年 9月16日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は3,133円とする。行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.20を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、または発行日の最終価格（当該日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）のいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

(1) 次の(i)または(ii)の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

行使価額 = $\frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、「時価算定期間」という。）の最終価格の平均値（取引が成立しない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合には、行使価額調整式に使用する時価は、時価算定期間の当該取引所（同時に複数の証券取引所に上場されている場合は主要な一取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）の平均値

(終値のない日を除く。)とする。主要な一取引所とは、時価算定期間における当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される証券取引所をいう。ただし、時価算定期間に上場日が含まれる場合は、上場日の前日以前の期間における最終価格の平均値(取引が成立しない日を除く。)と上場日以降の期間における終値の平均値(終値のない日を除く。)との平均値とする。

(ハ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ニ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する田よ、次に定めるところによる。

①上記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

新規発行 (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 承認前行使株式数

株式数 $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

②上記(1)(ii)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)(i)および(ii)に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2006年7月1日から2009年6月30日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成21年7月1日行使期間満了

平成21年 7月10日登記

2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

1000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(イ) 種類及び内容

当社普通株式(単元株式数100株)

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が普通株式を交付する数は、本社債の額面金額の総額を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額(1,000万円)と同額とする。

(ロ) 当初転換価額は、4,553円とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

発行又は処分株式数×1株当たりの払込金額

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{調整前} \\ \text{既発行+} \\ \text{株式数} \\ \text{時 価} \\ \text{= } \\ \text{×} \end{array}$$

転換価額 転換価額 既発行株式数+発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

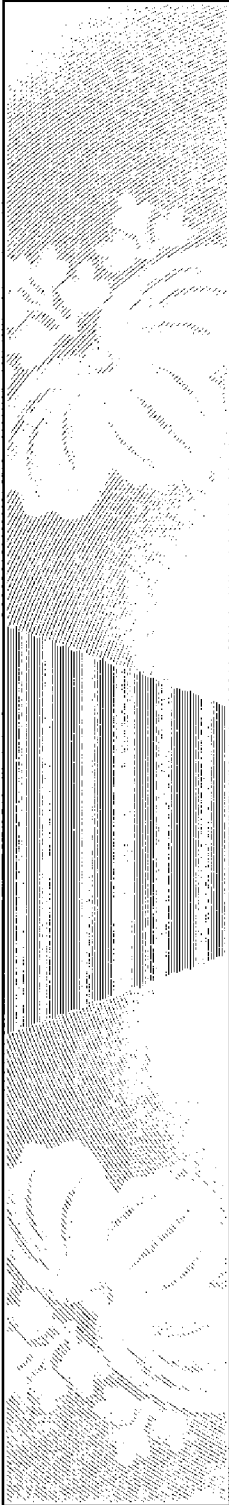
新株予約権を行使することができる期間

2016年1月5日から2022年12月8日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本新株予約権付社債の要項記載の(イ)クリーンアップ条項による繰上償還、(ロ)税制変更による繰上償還、(ハ)組織再編等による繰上償還、(ニ)上場廃止等による繰上償還、(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで

(但し、(ロ)税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権付社債の要項記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項記載の財務代理人に預託された時まで、③本新株予約権付社債の要項記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本新株予約権付社債の要項記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

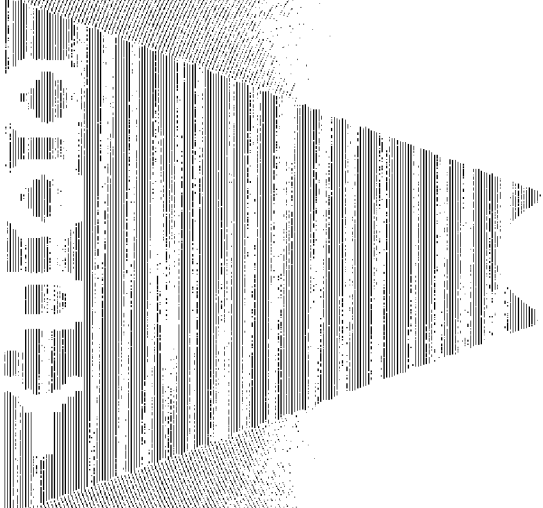
上記いずれの場合も、2022年12月8日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理

| | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
|  | <p>的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(ロ) 2022年9月22日（同日を含む。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2022年9月1日に開始する四半期に関しては、2022年9月22日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。</p> <p>① (i) 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当社の発行体格付がBB+以下である期間、 (ii) JCRにより当社の発行体格付が付与されなくなった期間、又は (iii) JCRによる当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間</p> <p>②当社が、上記「新株予約権を行使することができる期間」①(イ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、同①(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）</p> <p>③当社が組織再編等を行うにあたり、「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間</p> <table border="1" data-bbox="1071 1591 1421 1724"> <tr> <td>平成27年12月22日発行</td> </tr> <tr> <td>平成28年 1月 5日登記</td> </tr> </table> | 平成27年12月22日発行 | 平成28年 1月 5日登記 |
| 平成27年12月22日発行 | | | |
| 平成28年 1月 5日登記 | | | |
| <p>取締役会設置会社に関する事項</p> | <p>取締役会設置会社</p> | | |
| <p>監査役設置会社に関する事項</p> | <p>監査役設置会社</p> | | |

東京都港区赤坂九丁目7番2号
コナミホールディングス株式会社

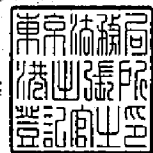
| | |
|---------------------|------------------------------------------------------------------|
| 監査役会設置会社 に関する事項 | 監査役会設置会社 |
| 会計監査人設置会社 に関する事項 | 会計監査人設置会社 |
| 登記記録に関する 事項 | 平成19年6月28日東京都千代田区丸の内二丁目4番1号から本店移転 平成19年 7月25日登記 |
| | 令和2年6月25日東京都中央区銀座一丁目11番1号に本店移転 令和 2年 7月14日登記 令和 2年 7月14日閉鎖 |



これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

令和 2年10月 1日
東京法務局港出張所
登記官

高 野 晃



整理番号 ア336678

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

49 / 49

TRADEMARK
REEL: 007726 FRAME: 0636

NOTARIAL CERTIFICATE

This is to certify that EMON Yuma an agent of Kimihiko Higashio, Representative Director of KONAMI HOLDINGS CORPORATION, has stated in my presence that said Kimihiko Higashio has acknowledged to have signed the attached document.

Dated this 15th day of October, 2020.



N. Watanabe

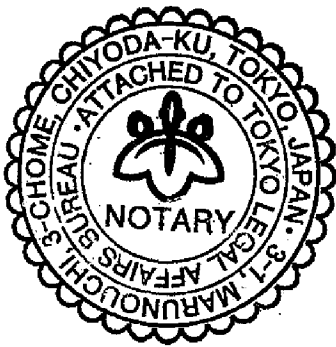
WATANABE Noriaki

NOTARY

3-1, Marunouchi 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

ATTACHED TO

TOKYO LEGAL AFFAIRS BUREAU



TRADEMARK

REEL: 007726 FRAME: 0637

سفارت جمهوری اسلامی ایران - توکیو

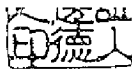
صحت مهر و امضای وزارت امور خارجه JAPAN را که بر پشت این
بجایست (x) مشخص شده، بدون توجه به مندرجات متن گواهی مینمایند
بابت حقوق کنسولی سند شماره ۱۴۰۵۲۶ طی فیش شماره بانکی مبلغ
دریافت شد.

شماره: ۱۷۴۰۸ تاریخ: ۱۳۹۹/۸/۶ ردیف: ۱ از ۱

Date : 27/10/2020 NO: 17408

علی جان مکاری
ALIJAN MOKARI
VIBD COUNSELLOR

TRADE MARK



令和2年登簿第 1662 号

認 証

添付書面における作成名義人コナミホールディングス株式会社代表取締役東尾公彦の代理人衛門佑磨は、当職の面前において本人が作成名義人の署名を自認していると陳述した。以下余白。

よって、これを認証する。

令和2年 10月 15日、本公証人役場において
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
東京法務局所属

公 証 人
Notary

渡邊 衛門 
WATANABE Noriaki

総公証 No140526 号

証 明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

令和2年 10月 15日

東京法務局長

山西 宏紀 

CERTIFICATE

This is to certify that the signature affixed above has been provided by Notary, duly authorized by the Tokyo Legal Affairs Bureau and that the Official Seal appearing on the same is genuine.

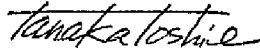
Date Oct.15.2020

YAMANISHI Hiroki

Director of the Tokyo Legal Affairs Bureau

For legalization by the foreign consul in Japan, this is to certify that the Seal affixed hereto is genuine.

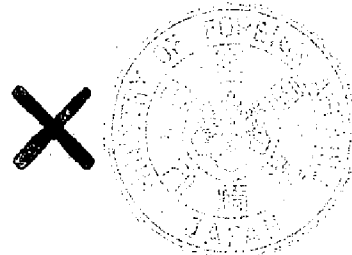
Date Oct.15.2020



TANAKA Toshie

Tokyo, _____

Official
Ministry of Foreign Affairs
(Consular Service Division)



TRADEMARK

REEL: 007726 FRAME: 0639

RECORDED: 05/19/2022